

審 査 基 準

平成19年12月10日作成

法 令 名：遺失物法施行令
根 拠 条 項：第5条第5号
処 分 の 概 要：特例施設占有者の指定
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 遺失物法第17条（特例施設占有者） 遺失物法施行令第5条第5号（特例施設占有者の要件） 遺失物法施行規則第28条第1項（申請） 遺失物法施行規則第28条第2項（申請書の提出） 遺失物法施行規則第28条第3項（申請書の添付書類）
審 査 基 準： ①遺失物法施行令第5条第5号イ 法第4条第2項の規定による交付を受け、又は自ら拾得をする物件の数が前各号に掲げる者に準じて多数に上ると認められるとは、当該施設における推定による1か月間の法第4条第2項の規定により交付を受け、又は自ら拾得をする物件の数が遺失物法施行令第5条第1号から第4号までに掲げる者に係る施設における1か月間の法第4条第2項の規定により交付を受け、又は自ら拾得をする物件の平均的な数と同等以上であることをいう。 ②遺失物法施行令第5条第5号ハ 法第4条第2項の規定による交付を受け、又は自ら拾得をする物件を適切に保管するために必要な施設及び人員を有する者であるとは、物件の滅失、毀損、盗難等を防ぐため、堅固で施錠が可能な保管用の設備を有するなど物件を適切に保管し得る施設を保有し、並びに物件の保管に係る責任者及び保管する物件の多寡に応じて必要と認められる数の専従又は兼務の保管に係る事務の担当者を配置している者であることをいう。
標 準 処 理 期 間： 40日
申 請 先： 申請者の住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先： 佐賀県警察本部警務部会計課監査係 （電話：0952-24-1111 内線 2224.2245） 又は申請者の住所地を管轄する警察署の会計課
備 考：